

## 納税環境整備に関する専門家会合（第2回）議事録

日 時：平成30年10月29日（月）10時00分～11時48分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

### ○岡村座長

それでは、時間となりましたので、ただいまから納税環境整備に関する専門家会合の第2回を開会いたします。

先般の第1回会合におきましては、日本仮想通貨交換業協会及びシェアリングエコノミー協会をお招きして、仮想通貨やシェアリングエコノミーといった新たな経済分野における取引の概況、自主規制等に加え、本会合の主要なテーマである自主的な適正申告を促すための取組等について御説明いただきました。

また、財務省関税局より、現在取り組んでいる金密輸対策について御説明をいただきました。

その上で、参加の委員、そして、お招きした外部有識者の皆様に精力的に御議論、御意見をいただきました。

本日は、こうした第1回会合におけるヒアリングを踏まえまして、新たな経済取引における適正課税を確保するための施策等について、議論を深めていければと考えております。

また、本日の会合より、有識者として東京大学の齋藤誠教授にもお越しいただくこととなっておりますが、所用により遅れて御到着する御予定とのことですので、後ほど改めて御紹介をさせていただきます。

また、田近委員、土居委員も少し遅れてお見えになるということです。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、まずこれまでの総会でいただいた主な御意見も踏まえて、納税環境等をめぐる近年の環境変化への対応に関する現行の取組等について事務局から御説明をいただき、その上で委員の皆様には御意見をいただきたいと思っております。

まず事務局より説明をお願いいたします。資料は、お手元の実2-1になります。主税局税制一課の大柳企画官、よろしくをお願いいたします。

### ○大柳主税局税制第一課企画官

それでは、実2-1という説明資料について、簡単にご説明させていただきます。

3ページ、まず総会でいただいた御意見を簡単に復習させていただきます。

一つ目のポツですが、新しい経済取引の普及や働き方の多様化に伴い、納税者数は増加。そして、次の行ですが、簡易かつ適正な申告ができる環境の整備に向けて取り組んでいく必要がある。

二つ目のポツ、データそのもののやりとりやマイナポータルの活用なども支援に入れるべきということです。

2の自主的な適正申告の促進策ですが、一つ目、仮想通貨取引について、納税者が自身の取引情報を簡易に把握できるような仕組みが構築できないか。

二つ目、報酬・料金等の支払調書につきまして、納税者本人に対する交付は義務づけられていないが、基準額以下の場合も含めサービスとして本人に交付されている場合もあることから、これがマイナポータルなどを通じて電子的に提供されることになれば、効率的な申告かつ申告漏れも防止することができるのではないかと。

他方で、三つ目のポツ、事業者の事務負担にも配慮ということですが。

4ページ、二つ目のポツですが、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーによる所得について、仲介業者が源泉徴収を行う仕組みとしてはどうかという意見もございました。

その次のポツ、他方で源泉徴収義務者は、一定の支払いを行う者について課されているが、一般的に仲介業者はこれに該当しないので難しいのではないかとという意見もございました。

3の自主的な適正申告の確保策ですが、まず自主的な適正申告の促進策を担保するという措置です。

一つ目のポツ、三行目、公正さを確保するため諸外国の例も参考にしながら適正な申告を行っていない者に関する情報を把握するための仕組みについても検討する必要があるのではないかと。それから、次のポツ、特に給与所得により生活している者の立場にすれば、的確な捕捉がなされていることが税に対する納得感や納税意識の担保につながるため、的確な所得捕捉に向けた取組を進めるべきという意見がありました。

5ページでも様々な意見を伺っております。

6ページ、前回の専門家会合でいただいた意見です。

まず一つ目ですが、自主的な適正申告を確保する観点から、プラットフォーム事業者に協力を求める場合、まず一つ目としまして顧客に関する情報をどの程度把握しているか。それから、顧客がその取引によってどの程度の所得を得ているかといった点も考慮して、協力を求める程度なども考える必要があるという意見をいただいております。

二つ目ですが、シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が利用者に対して申告が必要である旨を周知することも重要だが、それだけでなく年間所得に関する情報等も提供することはできないかという意見がございました。

例えば、ソフト開発業者や国税当局との協働により、プラットフォーム事業者のホームページ上で閲覧できる取引履歴等のデータを活用して簡便に申告を行える仕組みを構築できないかというものがございました。

仮想通貨取引につきましては、必要な情報を顧客に対して提供できるということでしたが、適正課税を確保する観点から、税務当局に対しても同様の情報を提供することが検討できないかという意見です。

次ですが、仮想通貨を口座間で移転する場合、移転先の口座を管理する業者において、移転元の口座における仮想通貨の取得価額を把握することはできないので、損益の計算は難しい。仮に源泉徴収などを検討する場合には、こういった点にも留意することが必要ではないかという意見もありました。

最後ですが、事業者に任意の協力を求める形で必要な情報を取得することが現状あるが、顧客との関係で法的なリスクが生じるといった懸念を事業者が有していることもあるのではないかと。こういった意見がございました。

7ページからは、「自主的な適正申告の促進策」ということで、まず前回のヒアリングで業界の側から説明いただいたことについて、簡単におさらいしたいと思います。

まずシェアリングエコノミー協会ですが、協会の自主的な取組ということでまず左側、シェアエコの業界ではシェアワーカー向けの確定申告セミナーを開催している。さらに右側ですが、確定申告が必要ですよというメルマガを配信する。そのためのひな形を作っているということでした。

次のページですが、まず「サービス提供者個人に対する納税意識の啓発が必要」ということで、そもそも社会的にユーザーの申告納税に関する認知は必ずしも高くない状況がある。これについては、政府、民間が協働して意識啓発をすることが必要。それから、プラットフォーム事業者によるユーザー情報等の提供をする制度を構築する場合については、まずプラットフォーム事業者が持つユーザーの情報は企業ごとに非常に差が大きく、さらにスタートアップ間もない企業が多く、負荷が大きいのではないかとという問題がある。さらに制度設計に当たっては、海外とのイコールフットィングが必要ではないかという御意見がございました。

10ページ、仮想通貨です。下の赤囲みにございますとおり、ある会社におきましては年間取引報告書の提供を行っているとのことでした。他方で前回の確定申告の際には、こうした業者は一部に限られ、かつ、情報提供の様式が各社で異なっていた状況がございましたので、現在、11ページのとおり、国税庁が主催する仮想通貨に関する勉強会において、取引に係る申告の利便性向上に関して方策を協議中ということでした。

12ページ、どのような内容かということこれは前回事務局がお示しした資料ですが、まず上の段で、業者から納税者に対して取引データを電子的に提供し、納税者が専用アプリに流し込み、それを国税庁のホームページの作成コーナーで申告書を作って、e-Taxで送信できるようにするという方向です。現在この専用アプリは、無料で使えるものもあるようです。

なお、現在アプリで作ったデータと国税庁ホームページの作成コーナーとの間で直接データ連携がされていない状況があるようですので、この点につきましては今後改善の余地があるのではないかと考えております。

さらに自分で申告書を作るのではなくて税理士にお任せしたいという方のために、

下の欄ですが、年間取引報告書を電子または書面で提供し、それを税理士にお渡しして申告書を作ってもらおうとするとの方向です。

11ページに戻りますが、三ポツ目、仮想通貨業者側ではこうしたものを31年分、今年分の申告、来年から実施をしていくとしておりました。

なお、こういう措置を行う背景ですが、前回のヒアリングでも御説明がありました。顧客は複数の業者を利用していることが非常に多い。そして口座間の移転も簡単に行えることから、交換業者において取得価額を管理することはなかなか難しい。他方、自社の売買に関する取引利益についてはしっかり持っているということですので、その範囲で情報を顧客に提供してもらうのが今、御説明した仕組みです。

続きまして13ページ以下、ここからは国税庁の取組についていただいた各種の御意見について、追加説明をさせていただきたいと思っております。

まず法定調書記載事項を納税者本人にも電子提供すれば便利なのではないかという御指摘があったところです。法定調書につきましては、一つ目の○ですが、課税標準の的確な把握を行い、支払いの事実を内容とした調書を税務当局に提出するようお願いしているものです。こうした趣旨や提出義務者の事務負担などを踏まえまして、原則として納税者御本人に対する調書の提出は義務づけられていないということですが、例えば年末調整など確定申告を行うことなく、支払者が源泉徴収で納税義務が完了するといったケースが多い取引などにつきましては、支払金額の正否を納税者本人に確認していただく観点から、本人交付を例外的に義務づけているものもございます。この下の表の下の方、本人交付義務があるものです。

また、法令上は本人交付が義務づけられていないものにつきましても、慣行上、支払者によるサービスとして写し等が納税者御本人に通知されるというのが結構見受けられるということです。

調書につきましては今60種類ございますが、事業者の事務負担を考えますと、一律本人交付を義務づけるのはなかなか難しいところもあると思っておりますが、運用上、本人交付がサービスされていることもかなりあるということですので、こうした情報をうまく活用していくことはあり得るのではないかと。特に電子データそのもののやり取りやマイナポータルの活用といった御意見もありましたが、こうした観点から現在、国税庁が行っている簡素化の措置が次の14ページです。例えば生命保険料控除ですが、まず左上のところで、保険会社から交付された電子データを、国税庁の申告書作成コーナーでクリックして読み込む。それを今度は反映させる。保険会社等から交付された電子データの読み込みを行って、申告書に自動転記するということです。これが31年からまずは生命保険料控除関係について拡大されるということです。

こうした自動転記の取組が今後拡大する方向で検討がなされておりますが、中期的には先ほどの支払情報についても同じ仕組みを導入することも可能ではないかということとして、それを示したのが次のページです。例えば民間企業から電子的に交付さ

れる支払情報につきまして、民間送達サービスに入れてもらう。そして、それをマイナポータルからAPI連携で見に行くことが可能となれば、マイナポータル上で全ての情報が一元的に管理され、それをクリックすることによって自動的に申告書が作成できるということも、将来的にはあり得るところです。

次のページ、これは今の話とは直接関係はございませんが、今、政府として取組が進められているさらなる事業者の負担軽減措置について、簡単に触れさせていただきたいと思います。

内閣官房で検討されているわけですが、社会保険、税の手続きに関して一層の企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されています。

三ポツ、現在、例えば企業から各行政機関に対し添付書類、調書類が今、紙で提出されているわけですが、それを提出することに代えて企業がクラウド上に情報をアップする。それを国の側がデータ照会に行くという仕組みも検討されています。これについては30年度中にロードマップを作成し、検討に向けて取り組んでいくとされています。

次は、「自主的な適正申告の担保策」ということで、まずは適正に申告していただくというのが筋であるとして、それをどのようにバックアップするかということです。

法定調書の仕組みが18ページですが、指摘がございました報酬・料金等の支払調書についての資料ですが、一定の範囲の人的役務の提供に関する支払いがその対象として限定列挙されているということとして、一番下の注、少し小さいですが、民泊事業者に対して支払う使用料や、スマートフォンを用いた個人による宅配サービスの料金、アフィリエイト報酬、インターネットオークションの売上等につきましては、この調書の対象とはなっておりません。

さらに19ページ、仮想通貨取引です。こちらも御紹介しましたが、昨年30年分について雑所得に係る収入金額が1億円以上の方で、仮想通貨取引による収入があると判別できた方は331名おられるということです。ただし、なかなかそれが正しいかを確認できる術がなく、仮想通貨の取引や報告に関する情報は現在、20ページの資料で見ますと財産債務調書の提出が求められる一部の高額な納税者でない限り、基本的には調書の対象外とされています。

21ページは参考として、匿名性の高い新しい経済取引に対応した情報提供の仕組みについて、海外ではどのようにしているかということですが、まずはインターネット取引に関する法定調書制度、さらには対象者を特定するための情報提供要請権限が整備されてきている状況でございます。

詳細は、過去の税調資料ではございますが、参考資料にまとめておりますので、こちらを御覧ください。

最後、22ページです。主な論点ということですが、まず「基本的な考え方」と「方

策」に分けておりますが、まずは経済社会の変化を踏まえ、自主的な適正申告を確保するための方策を検討するに当たって、どのような視点で物を考えていく必要があるか。どのような基本的考え方をベースとして検討していく必要があるかという点を整理する必要があるのではないかと考えております。

そして、それを踏まえて次に自主的な適正申告の実現に向けて具体的にどのような方策が考えられるか。こちらは納税者による自主的な適正申告をどのように確保するかということと、さらにその自主的に行っていただいたものについていかに正確性を担保するかという二点につきまして、具体的にどのような措置が考えられるかという点が論点となっていくと考えられます。

今日はこうした点につきまして、委員の皆様で御議論をいただきたいと考えております。

私からは以上です。

#### ○岡村座長

大柳企画官、どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入らせていただきたいと思いますが、今も御説明がありましたように、まずは経済社会の変化を踏まえ、自主的な適正申告を確保するための方策を検討するに当たっての基本的な視点と申しますか、基本的な考え方としてどのようなことが考えられるか、皆様の御意見も頂戴しながら整理していくことができないかと座長としては考えております。

前回のヒアリングや今の御説明なども踏まえて、感想でも結構ですので一人ずつ御意見をお願いできればと思います。その上で、後半にもう少し具体的に自主的な適正申告の促進策あるいは適正申告の担保策について、議論を深めていきたいと思っております。

それでは、順番になりますが、翁委員からよろしいですか。

#### ○翁委員

基本的な考え方だと思っておりますが、新しい取引が増えてきておりますので、まず個人の自主的な適正申告を促すための環境整備は非常に重要でありますし、特にネットでの仮想通貨や中古品販売など、様々な取引に参加している層が増えておりますので、できるだけ簡易で分かりやすい形で周知していくということで、自主的な適正申告を促すことが非常に重要だと思っております。

一方で、プラットフォーマーなどの企業がそれを促進するために周知をすることに、シェアリングエコノミー協会のようにそういった周知を促すことと同時に、個人の方たちに必要な情報提供をできるだけ促すような取組みが不可欠であるかと思っております。先ほど御説明がありましたが、アプリなどこういったやり方を通じてデータ提供することによって、申告の利便性を向上させることが非常に重要なことだと思っております。それが二点目です。ただ、同時にプラットフォーマーも小さいところ、大きいところいろいろありますので、あまり大きな事務負担にならないことも配慮する必要はあるか

と思います。

あと、基本的な考え方として、こういった動きは非常にグローバルな動きですので、内外で非常に大きな差異が生じないようにしていくことも重要かと思えます。

一方で今、私どもが検討しているのは、インターネット上での取引を念頭に様々な議論をしておりますが、インターネット上でない取引も今まであるわけで、例えばメルカリなどは中古品の売買を非常に多く行っているわけですが、インターネットで取引していないような取引形態もありますので、そういった取引形態も両方見ながら、どのような取引であっても中立的であるということも非常に重要かと思えます。

最後になりますが、マイナポータルでの利便性をできるだけ早く実現していくことがとても重要かと思えます。この中で先ほど御説明がありましたが、15ページのところで支払情報は要検討となっていて、民間企業からの支払情報というのは、必ずしもマイナポータルに載ってこない可能性があるのかと思ったのですが、載ってこないと個人としては把握し切れない部分もありますので、今、支払調書を税務当局に送るためにマイナンバーを民間企業に提供するのですから、できれば全ての情報が個人にも送られてくるようにしていただかないと、どうしても申告漏れが出てきてしまうので、マイナポータルにこういった支払情報も載せていただくことが必要不可欠かと思えます。

以前、税調の場でもありましたが、私自身も雑所得でどこかで講演をしても、届いていなくて見落とすことがございまして、できるだけ本人に支払調書が送られてくるのが非常に望まれるところでして、マイナポータルにもしが載るのであれば、できるだけ全ての情報がここで網羅されるというようになると、漏れもなくできるのではないかと考えております。

整理されておりましたが、幾つか申し上げました。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。行政の取組がかなり重要であることはよく分かりました。

続きまして、神津特別委員、お願いできますか。

#### ○神津（信）特別委員

自主的な適正申告の促進策について、感じるところを述べたいと思います。

先日の税調の総会でも発言しましたが、仮想通貨交換業者や報酬の支払者等から納税者に対して必要な情報を電子的に提供していただいて、それを申告に利用できる仕組みの構築に向けて取り組むべきだと思います。その際、翁委員もおっしゃいましたが、マイナポータル等を活用できれば理想的だと考えているところです。

一方で、現在、事業者本人への情報提供はサービスという範疇ですが、事業者にそういった義務を課すことの是非については、慎重に検討する必要があると考えております。

資料の13ページに、「法令上、本人交付が義務付けられていない法定調書について

も、慣行上、支払者によるサービスとして、法定調書の写しあるいは明細書等別の様式により、支払金額等が本人に通知されるのが一般的である」とありますが、この辺りの実態を調査してみることも有益ではないかという気がしております。

再度申し上げますが、私ども税理士が顧客から依頼された確定申告実務については、事業者から交付された支払調書に基づくのが基本になりまして、それと本人から提供していただいた通帳等を突合して行っています。それから、いわゆる取っ払いという現金交付が意外とあるのですが、これは、本人が青色申告で記帳義務として正確に書いていれば、それで担保できるのですが、そうでなければ支払調書でしか確認できません。このようなこともありますので、現状サービスで提供されていることの仕組みをもう少し発展できないかと考えているところです。いずれにしても、いきなりこれを義務化するというのではなく、まずは事業者の自主的な取組を促すところからスタートしてはどうかと思う次第です。

それから、仮想通貨取引については、今、決済手段として利用できる店舗も増えてきていますが、仮想通貨が市場に流通することで、ある程度経済効果的なことも期待できるのではないかと思います。シェアリングエコノミーも含めて、適正な納税義務の履行と公正な課税というスタンスのみではなく、これらは新たな産業革命を支えるシステムになる可能性も秘めていると思いますので、そういう経済的な視点も加味して進めていくことが重要ではないかと思います。

以上です。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。実務にお詳しい神津特別委員の御高見が表れていたと思います。

本人への情報提供の際の義務化の問題、ここら辺が今日の基本的な考え方としては考えるべきことかもしれませんし、公正課税だけではなくて、新たな産業革命のようなものをどのように支えていくかという点も重要であるという基本的な考え方を説明していただけたのではないかと思います。

それでは、田近委員、お願いできますか。

#### ○田近委員

前回、仮想通貨で取引している人、シェアエコで働いている人の納税環境を伺って、基本的には私の理解が正しければ、当該の人にできるだけ自主申告を勧めるという理解でよかったわけですね。シェアエコの場合にもそれ自身が難しい問題というか、シェアエコで働いている人が企業所得者なのか自営業者なのか、実態的には制服を着て働いているわけだから完全な自営業者ではないわけですが、前回、聞いたところは結構、豪快な答えで自営業者だとはっきり言っていましたね。したがって、源泉徴収も一切ない。だから自主申告をお願いしていると同時に源泉もない中でどう考えるかというのが、この問題だと私は思っているのです。



したがって、一挙にこれで何ガチガチかのことができるわけではないですが、大柳企画官の説明された15ページなののですが、昨年、納税環境整備ということで私は韓国に行かせてもらったのですが、比較をしてはいけないのですが、これはマイナポータルを活用したなんて言っていますが、この先に世界は行っているわけです。

せっかくなのでこのイメージを私なりに説明させてもらおうと、今は自分でそれぞれ調書が来たら、仮想通貨の人は自分の取引の結果、あるいはシェアエコの人たちは自分の働いた後の所得を自分で紙に書いて出すということです。それが今、大柳企画官の説明は、私の理解は15ページで行政機関は医療保険などの医療費データで、今は民間企業でシェアエコで働いている、あるいは仮想通貨をすると、そこからデータがマイナポータルに入ってくる。マイナポータルに入ってきたものを、実はそれはそんなに簡単ではなくて、それをクリックして国税庁のページに張りつけ。だからポイントは国税庁に自分の確定申告欄にいきなり入るのではなくて、入ってきたものをクリックして、自分でそのどこかに張りつける。張りつけるのは便利なのでしょう。やったことがないから。そうしてください。それがe-Taxに自然に流れますということです。

だから私のポイントは、今の仮想通貨取引している方、シェアエコで働いている人に関する納税環境は非常に問題だし、本人にとってもあまり良くないなど。全部自分に任されてしまっているわけですから、任せるならばそれなりに私の意見は、第二は便宜を図ってあげないといけないということで、大柳企画官が説明されたマイナポータルの話は大分進んでいると思いますが、もっともっと、だからシェアエコで私が働いていれば、それはマイナポータルに入ってクリックすれば申告できる。そういうシステムは急がれるのかと思います。

同時に、これは今日の話から出っ張りますが、この姿は完成形ではないと私は思います。基本的には何回も我々議論しているように、何を次に言いたいかはお分かりだと思いますが、マイナポータルを介さずにいきなり御本人のホームページに、国税庁の申告のところに入ってくる。記入済み申告書とまで言いませんが、その情報が直接入ってくる。それを本人が見てあとはクリックすればいいということまで行くべきかと。

ということで言いたかったのは、今の納税環境は正さなければいけない。しかし、これだけの状況から一挙に様々なことはできないので、それを促すような、逆にこちらのプラットフォームを作ってあげないといけないというのが私の意見です。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。このマイナポータルからのシステムをどのように展開するかという話は、非常に興味深く伺いました。どうもありがとうございます。

それでは、佐藤教授、お願いできますか。

#### ○佐藤慶應義塾大学教授

委員の方々の御意見に賛成ですので、重複を避けて三点申し上げます。

まず第一点ですが、前回伺った業者さんたちの取組は高く評価すべきだろうと考えました。想像以上に前向きに取り組んでくださっているということで、今までの話にありましたように、それを起点にして実質的な申告を促していくという方向性は、もちろん間違っていないと思います。

ただし、あえて申告をしないという人を含めて、この方向だけに頼るのには限界があり、一定の対応が必要であるというのが第一点であります。高く評価するとともに、対応の必要性があるというのが第一点です。

第二点として、どういう対応をするかということはこの後、源徴だ、法定調書だという各論はまた後で申し上げるとして、対応をするときにどういうことを考えるべきかということ、この業界はお話を伺っていても極めて変化の激しい業界であるという認識を強くしました。したがって、今の段階で固い制度を作ってしまうという方向性よりも、私自身は柔軟な対応が可能になるような制度を構築ないし構想すべきだろうと考えます。

変化が激しいというのは、一つは一定の制度を作ったら、それとは違う取引がどんどん出てきてしまうような横方向のようなイメージと、それから、今は横並びでみんなスタートアップだが、この分野が特に大きくなっていくという育ち方もあると思いますが、現在の時点でそれを的確に全て見通すことは不可能であると考えます。

同時に、今度は業者あるいは業態間を考えると、ある業者のタイプあるいはある業態のタイプに税制が一定の対応をすることで、顧客に当たる消費者などがそこを好まないしはそこを好まないというような意味で、中立性を害する可能性が生じると思われます。そういう業者・業態間がどういう関係に今後なっていくかも含めて、変化が激しいということを申し上げておきたいと思います。

そこで第二点目は非常に変化の激しいところであり、それは的確に押さえるということも難しいし、業者・業者間の中立性を維持することも難しいので、固い制度を作るのは直ちには困難であろうというのが第二点であります。

第三点として、さはさりながら、田近会長が横にいらっしゃるのですが、国税審議会では税務行政のめりはり論が重要だということが議論されています。今、納税者が増えているという御指摘もありましたが、多くの小口の、大概是善良な納税者にかかる手間はできるだけ省いて、大口の、問題のある納税者等にマンパワーを投入すべきだというめりはり論です。そういう見地から見れば、多くの小口の善良な納税者については一定の措置をもって税務行政の手間を省くという観点も必要であろうと考えます。

三点、申し上げます。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。実によくまとめていただいて頭がすっきりといたしました。

た。基本的には業者の方との関係で、どのようなことができるかということだと思いますが、基本的には現在の業界の取組を高く評価した上で自主申告をどのように行っていくか。他方でどうしても申告してくれない人が出るかもしれない。これは後ほどのめりはり論とも関係しますが、そのような問題があるということ。それから、この業界が非常に激しく変化をしており、業態に対してなるべく中立的な制度を考えていく必要がある。これも基本的な重要な視点だと思います。最後が税務行政のめりはり論でして、これはまさにおっしゃるとおりだと思います。

さて、有識者としてお招きしております齋藤誠教授がいらっしゃいましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。齋藤教授、どうかよろしくお願いいたします。

#### ○齋藤東京大学教授

齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○岡村座長

今、前回の感想を含めて御意見を伺っておりますので、齋藤教授には後ほどご意見を賜ればと思います。

皆様の御意見を一巡伺いましたが、他に何か御質問とか、ここは補足したいとか、この委員のこういう御意見についてこうだとかございますか。

それでは、様々な御意見を頂戴いたしまして、それから、税調総会の意見など、前回のヒアリングの際にいろいろ伺ったことなどを含めて、座長の方で一応まとめさせていただきます。

大体五点ぐらいあるのですが、まず第一点目ですが、新しい経済活動が出てきている。これは先ほど御指摘もありましたようにネットの内外どちらもあると思いますが、そういった取引を行っている方々が税の面においても適正に申告を行っていただく。このことがそのような分野の健全な発展につながるということが言えるのではないかと考えます。

第二点目ですが、そうした適正申告を実現する観点からは、これは今も委員の方々が繰り返し御発言されましたように、納税者の皆様に自主的な申告をしていただくことが必要になり、そのために必要な情報の提供を含めた環境の整備ということ、行政なり業界なりとも協力しながらやっていく構図になってくるだろうと思われまます。

第三点目ですが、その際、我々は、前回もそのような御発言がございましたが、プラットフォーム業者などに何かお願いする。そこである程度やってもらうという発想にどうしてもなりがちだとは思いますが、しかし、本日も先ほど少し翁委員からも御指摘がございましたが、業者側の負担にももちろん配慮をしなければならないということ、

また、内外におけるイコールフットィング、これも本日御指摘がございましたし、インターネット内外においても同じようにイコールフットィングがとれる。そういう観点も大切になるものと、基本的に考え方としては思われまます。

第四点目ですが、その他前回業界団体にお越しいただいた仮想通貨やシェアリングエコノミーなど、まだ黎明期にある経済取引については税に関する規制が佐藤教授もおっしゃいましたが、消費者の行動に、あるいは利用者の行動に及ぼす影響にも配慮することが必要であると考えられます。

第五点目、最後ですが、これは皆様がおっしゃったことの繰り返しになると思うのですが、適正な申告をしない人たちに対してどういう対応をするかという問題が重要であるということです。自主的な適正申告を担保する意味でも、税務当局が少なくとも必要最小限の情報だけは把握できる何らかの仕組みは必要ではないかと少なくとも私は思います。

こうしたところが後半の議論でお願いをする具体的方策を考えるに当たっての基本的な視点ということで整理してはどうかと座長としては思っておりますが、皆様大体このようなところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、次の意見交換に移りたいと思いますが、今、申し上げた基本的な視点、考え方を踏まえて新しい経済取引において自主的な適正申告を実現するためには、どのような方策が考えられるか。また、その方策を検討するに当たって留意すべき事項はどのようなことが挙げられるか。そういった点についてもう少し具体的な御意見を頂戴できればと思います。こちらについてもまず一巡、一人ずつ御意見を伺った上で御議論を展開できればと思っております。

翁委員、お願いできますか。

#### ○翁委員

まだ頭の整理をしていなかったのですが、自主的な適正申告のためには、先ほど座長からも御指摘がありました。どのようなデータ、情報を企業から利用者に提供してもらうかということについて検討して、申告利便の向上を実現できるようなデータ提供が第一に非常に重要だと思っております。シェアリングエコノミーについてもそうですし、仮想通貨については前回お話がございましたが、フォーマットや確定申告の対応に必要な情報提供をまず進めていくというのが、第一に非常に重要ではないかと思っております。

それから、やはりインターネット上での取引が多くございますので、簡易なアプリなど、そういったものの活用と、田近委員も強調されていましたが、できるだけマイナポータルにその情報が集中するような仕組みを作っていくことが、何においても非常に重要であると考えています。

その意味では、また後ほど事務局にもお伺いしたいと思いますが、こういった雑所得のようなものについても15ページのところに入ってございませんが、個人のマイナ

ポータルのところに入ってくるような仕組みを作っていただくというのは、適正な申告を行っていく上で一番利便性が高く、最も個人にとってもやりやすい方法であると考えております。

まずその二点を申し上げたいと思います。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。また後ほどもお時間があると思いますが、事務局で15ページ、支払情報要検討となっておりますが、この現状のようなものはどのようなものか、説明をお願いできますか。

#### ○大柳主税局税制第一課企画官

15ページは急遽構想したのですが、簡単にご説明します。行政に集まっているマイナンバー付きの支払情報を、行政がマイナポータルに入れるという考え方も当然ございますが、そうすると、現状、行政側に一度に過大な負担がかかり、申告期までに提供が間に合わないということが予想されます。そこで、納税者の方にサービスで支払情報を提供されている事業者が、調書を行政に提出いただくとともに、民間送達サービスのポストに入れていただくことができれば、納税者の側がそのポストについてマイナポータル側からAPI連携の形で見に行くことにより、マイナポータル上で申告に必要な情報が一元的に集約されることが実現できるのではないかとということです。

今の民間送達サービス、幾つかサービスを提供している会社が出てきておるわけなのですが、まだ活用状況が低調ということもありますので、こういったところをうまく使いつつ、民間の業者に対して、納税者に対して今、紙でサービスとして送っていただいている情報をこういうところにデータで送っていただくように協力を求めていくことも考えられるのかと。個人的な見解ですが、そういったことの取組を進める必要があるのではないかとこのところでございます。

#### ○岡村座長

翁委員よろしいですか。

#### ○翁委員

マイナポータルと民間の事業者とのAPI連携は、もうできることになっているのですか。

#### ○大柳主税局税制第一課企画官

それはできるようになっているようです。なっているのですが、まだ利用がそんなに進んでいない状態だそうです。

#### ○翁委員

基本的にはAPIでどんどん連携していくことによって、利便性を高めていくということではないかと思えます。

#### ○大柳主税局税制第一課企画官

そうです。特にマイナンバーがついていないものとか、そういうものが民間送達サ

ービスにどんどん入れられれば、それを納税者側がマイナポータルから見に行くことで、マイナポータル上に情報が集められる仕組みには既になっているようです。ですので、民間送達サービスをもっと利用して、ここにいろいろ情報をためていくのが民間のシステム会社などでもいろいろ構想されているようでして、そういう取組が今後進んでいくのではないかと考えられます。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。

翁委員からは、この問題の他データの提供内容に関しまして、申告の利便の観点からという非常に貴重な御指摘をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、神津特別委員、お願いできますか。

#### ○神津（信）特別委員

税理士会では税理士法上、税制税務行政への建議権が保障されておりまして、日本税理士会連合会の税制改正建議書でも述べているのですが、仮想通貨取引を中心として、税務当局が適正に所得を把握するための諸制度が十分に現在のところ機能していないのではないかと思います。

現行法におきまして、多くの事業者は税務当局から要請に応じて情報提供に協力していると聞いておりまして、随分進んでいるという情報もいただいておりますが、こうした取引を推し進めることも一つの考えですが、私は残念ながら第1回目を欠席させていただいたわけですが、お聞きしましたところ、先般のヒアリングでは仮想通貨の交換業者においても情報提供に応じた場合、顧客からクレームを受ける可能性もあるので協力しづらいというお話もあったと伺っております。

この点に関して申し上げますと、先日、日本税務研究センターが発行しております「税研」という論文に、これは兵庫県立大学の准教授でいらっしゃる濱田教授の御執筆なのですが、プラットフォームへの情報提供への関与を求めることは、課税の公平を図るためには避けがたいようにも考えられるということを書かれているのを目にしたしまして、なるほどと納得したことを覚えております。

昨今の技術の進歩は大変目覚ましいものがありまして、税制、税務行政が即応していくのは大変難しいことであると考えますが、租税公平主義の見地からは、高額悪質な無申告の情報は税務当局がしっかり把握できるような仕組みが必要だと思っております。諸外国の制度を参考にしつつ、全く新しい仕組みを作ることも視野に入れて検討していくことが必要かと思っております。

先日、私は個人的に仮想通貨等の業者の社長と懇談というか面談をすることがありまして、非常に参考になったことを申し上げますと、現在、国内で買った仮想通貨を、例えば事業者間が移転しても国内で所得を捕捉することは、様々なシステムを推し進めれば可能である。ところが、外国で取得した仮想通貨を日本に持ち込んで、日本に売却したような場合は全く見当がつかないので、所得の把握どころではないというお

話を聞いたところでは、そこで彼がおっしゃるのは、国税庁等が国際的な税務連携も今後、視野に入れていく必要があるのではないかと考えた次第です。

それから、大柳企画官のレポートにもありますが、国内で二カ所以上の取引口座をお持ちの業者の損益通算は非常に難しいというお話ですが、今の一般上場企業の証券取引の特定口座の報告書等の例を参考にすれば、そんなに難しいことではないような気がしますので、まだまだ研究の余地があると思いますので、その点をよろしく願いたいと思います。

以上です。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

仮想通貨を中心に御意見をいただきましたが、外国の部分については租税条約も使える可能性があると思います。そして、その前提はおそらく国内法の整備となってくるのではないかと考えられます。本当に具体的な御指摘いつもありがとうございます。

それでは、田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

既に様々な方が御意見をおっしゃられているし、佐藤教授、岡村座長の取りまとめが非常に良かったと思うのですが、この集まりは何をしているかということ、インターネットを通じた新しい取引がどんどん出てくる、あるいはそれを我々としては促進したいという前提で、しかし、適正な申告を促す。だからめりはりということは余り良くないですが、多くの取引をしている人たちに対してはできるだけ簡便な申告ができるように適切な申告を促す。そうでない人に対してはしっかり税を払ってもらうというメッセージをしっかりと出して、あとはこの機会に先ほどページを出してもらいましたが、仮想通貨の人とかシェアエコの人だけではなくて、翁委員がおっしゃったように我々だって雑所得をもらっているわけで、支払調書が漏れることだってあるし、現にずっと僕も1枚たりとて手抜きしないでしっかり納税しようと思っているわけで、それならもっとマイナポータルしっかりしてほしいなと思います。さらに何遍も言っているのですが、それでは足りなくて、私の申告書いきなり雑所得のところに税調から幾らもらったとか入ってきてほしいなと。

だからそうすると善良なというか、別にこの人だけではなくて、この機会に簡便な申告をどのように実現するか。それにはマイナンバーをつけるのが当然だと思うのです。これは大前提で仮想取引しようが、シェアエコで働こうがマイナンバーを出してもらう。だから言いたいのは、納税環境全体の中でこれをどのように動かしていくかなのだと思うのです。あるいは逆にこれを機会に納税環境をどのように整備していくか。だから小言のようですが、とりあえず15ページまではしっかりやってほしいと思います。

あと、神津特別委員がおっしゃったように、具体的にどういう簡便な仕方ができる

のかというのは知恵ですよ。仮想通貨の特定口座のようなものが入れるのか。あと、シェアエコはどんどん大きくなる時に、どう考えるのですか。こういう所得は全部自営業者の所得だと割り切ってしまうのか、給与性があるとすれば、そこで新しいカテゴリーかどうか知らないですが、給与所得あるいは雑所得として源泉徴収をするようなことがあり得ないのかなど。

これは単に少し見ただけですが、イギリスがPAYEというかPay As You Earnをやりますね。これはシェアエコの人たちにもPAYEが使えるとか使えないとか議論していて、少し片耳に入っただけで忘れていただいているのですが、だからシェアエコがこれからどんどん大きくなっていくときに、この間の方は非常に割り切って、みんな自営業者だから一切源泉徴収はないとおっしゃっていましたよね。だから働く人にとってもそれでいいのかと。今日の問題が納税環境の話に行ってしまったのと同じように、シェアエコでずっと気になっているのは、自営業者だから控除がないというテクニカルなことだけではなくて、この人たちの所得をそのように扱ってこれからいいのか、あるいは働く者としての権利をどのように守るか、それは未だ日本ではないと言っていましたね。そういうことはまだ問題になっていませんと言っていました。そこは想定しなければいけないのではないかということで、これを機会にいろいろできるし、ただ、これはあくまでもこのビジネスをサポートするためにやっているというメッセージは重要だと思いました。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。いろいろと厳しいところもあったかと思いますが、できることからやっていただく、ただ、その背後で事業者の負担のようなものも考える必要もあろうかと思いました。

では、佐藤教授、お願いできますか。

#### ○佐藤慶應義塾大学教授

私も少し細かいことを申し上げたいと思います。

前回、土居委員が源泉徴収にとっても興味を示していらっしゃったと思いますが、めりはりのために、言葉は良くないのかもしれませんが、ある種、ボリュームゾーンが大きいところには余り手をかけずに税務行政を行うというような発想も私は必要だと思っていて、その場合に一番簡便なのは、実は源泉徴収と還付申告を組み合わせる形です。これは今の給与所得者、雑所得者の傾向から見ると、執行可能性が大きいと私は思っています。源泉徴収をこの分野に持ち込む場合に、田近委員がおっしゃいました自営業者だから源徴がないというのは、やや現状を正確に描いて憾みがあって、税理士でも弁護士でも204条の源泉徴収があるわけですから、源徴制度ができないという問題ではありません。

支払者に関して言うと、仲介業者は支払者に当たらないという議論がありましたが、一方でシェアエコ協会の方は、ホストの振込口座を全部把握しているということをお



っしゃっておられたし、現行で言うと204条3項のような支払者を変えるパターンのももありますから、技術的にできないわけではない。そういう形でいわゆる本当の支払者でなくても源徴義務をかけることは不可能ではないし、個別の取引をみたときにマイナスがあるというのは、源徴はグロス取引であって、支払いそのものからネットの所得が出るかどうかとは関係ありませんから、還付申告のところをしっかりと押さえてさえすれば、制度として作れなくはないというのがまず第一段階だと私は思います。

しかしながら、他方で源泉徴収の義務というのは極めて厳しい義務であって、不納付加算税もかかりますし、がっちりとした枠を作っておかないとできない制度です。

先ほど申し上げましたように、がっちりとした制度で対応するのが今の問題になっている新しい取引に対して適切か、という観点を考えれば、がっちりした固い枠の必要な制度を先行させることは必ずしも望ましくないと思っております。できるところからやるという考え方もあるかと思いますが、それをやると先ほど申し上げた中立性との関係で問題が生じると思っておりますので、現状は不可能ではないが、もう少し先の話題であろうというのが第一点です。

第二点として、それでは情報を取るときにどうするかということで、法定調書という話が先ほども出ていました。ただ、これも限定列举ということ为先ほど強調されましたが、しっかりと枠を作って提出義務を求めるものなので、柔軟な対応が必要だと先ほど申し上げたことから、すぐに対応できるタイプのものではなかろうと思っております。

座長がおっしゃいましたように、他方で事業者の負担も大きく、システムも必要ですし、マイナンバーを取ることになったら情報保護の問題もありますので、実務的には非常に大変な負担であろうと考えます。また、現状と同じことですが、法定調書の提出義務がかかればある意味で情報が筒抜けになるわけですので、利用者としては法定調書のない業態を選ぼうという考え方もちろんあり得るわけで、そういう影響も考える必要があります。

以上、二点を考えると、源泉徴収であるとか法定調書であるとか固い制度を今すぐ導入するのは時期尚早であって、当面は委員の方々おっしゃっておられましたような自発的申告の促進を軸に考えざるを得ないというのが大きく一点です。

しかしながら、めりはり論の後半になるわけですが、大口で問題がある納税者を野放しにするわけにはいかないことは、恐らく多くの委員の方々の御賛成を得られるのではなかろうかと思っております。問題のある納税者の取引が含まれていると合理的に推測されるような場合に、個別に業者に情報を出してもらうような制度が日本には全くありませんので、新しく考えられていいのではないか。そのときのポイントとしては業者の負担と、神津特別委員もおっしゃいましたが、その業者が情報を出すことについて、顧客との関係で安心して出せる制度であることが必要であろうと考えます。

後半は柔軟な態度として一律に情報提供等を求めるのではなくて、問題のある場合に個別に業者に安心して対応していただけるような情報提供ないしは情報提供依頼の

仕組みが適切であろうと考えるということでもあります。

以上です。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。本日は自主的な適正申告の担保策ということも議題の一つの柱ですが、特に佐藤教授の第三点目は、そういった点に踏み込んでお話しいただいたと思います。

それでは、齋藤教授、よろしく願いいたします。

#### ○齋藤東京大学教授

齋藤でございます。私の専門は行政法ですので、その観点から若干コメントをしたいと考えていて、具体的には三点です。

一つは、ここで課題となっております、特に情報の提供、行政側から見れば情報の収集ということですが、これは行政法上、行政手法とか行政手段と言われるものです。

行政手法とか行政手段と言われるものは、一方では行政法あるいは租税法の基本原則はしっかり踏まえなければならない。例えば根幹にあるのは法律による行政の原理であり、租税法で言えば租税法律主義、租税公平主義ですが、他方で、そういった行政手法は、その時々時代の社会状況あるいは経済状況の変化に応じて設計するという面もあるわけですので、仮想通貨取引等、新しい状況が出てきた場合には、基本原則を十二分に踏まえながらも、新たな状況に対応するための情報の提供、あるいは情報の収集の手法を、既存の制度を見直して導入することも必要な場合があると考えます。それが第一点です。

第二点は、情報の提供、情報の取得につきまして、相手方の任意の協力によって情報を取得する、これが税務行政においても非常に大きな役割を果たしているというのは承知しております。ただ、先ほども御指摘がありましたし、前回欠席で失礼いたしました。専門家会合で出た御意見の中にも、任意の協力を求める形での情報の取得は、事業者の側から顧客との関係で法的なリスクが生じる懸念があるという御意見があったということです。

そういう面も考えますと、任意の情報取得であっても、根拠規定を置くことも考えられるのではないかと。先ほど申しました、法律による行政の原理との関係では、従来は相手方の協力によって情報を取得する、あるいは相手方に働きかけることによって行政目的を実現する場合には、根拠規定は必要ないのではないかとという観点から、行政の様々な法律上の仕組みが構築されてきていたわけですが、それではなかなかもない面も出てきていて、そういった任意の手段についても規定を置くべきではないかという方向にシフトしてきておりますので、その一環としてそういうことも考えられるのではないかとコメントする次第です。

第三点ですが、任意の収集について限界があるのであれば、新しい取引状況等に対応して、より実効的に情報の提供を求めることができる仕組みを新しく考えるという

方向性もあろうかと考えます。

ただ、この場合にも、租税法の基本原理はしっかり踏まえる必要がありますし、実務的にも慎重かつ適正な運用が求められるので、そういう新しい手段を考える場合にも、どのような場合にこの手段を用いるのか、かたい言葉で言えば、法律要件や、一体どういった情報に限定して新たな提供を求めるのか、そういう要件の限定の問題を考える必要があります。他方では、そこで対象となる事業者と意見の食い違いが出ることもありますから、事業者の権利利益の保護という観点からは、そこで意見の齟齬があった場合に不服申し立てができるような仕組みを構築すべきではないかといったような検討も必要になるのではないかと考えます。

少し長くなりましたが、以上です。

### ○岡村座長

ありがとうございます。適正申告の担保策につきまして、かなり立ち入った御意見をいただいたのではないかと思います。

第一点目として、原理原則に基づいた行政手法というものを新しい経済活動に応じて考えていかなければならないだろう。

第二点として、これまでは任意による取組が行われていたが、それに対して根拠規定を作った方が良いのではないか。

第三点目としては、それだけでどうしてもうまくいかないようなこともあり得るかもしれない。そうだとすると、基本原理に則りながら新しい適正課税のための情報収集の手段を作る可能性が出てくるだろう。ただし、そのときには様々な要件、どういうときにそういう手法を使えるのか、どのような対象を手法の対象としていくのか、さらに負担が掛かってくるような事業者の権利利益の保護といった手続き、例えば不服申し立てといったものをどのように作っていくのか、こういう非常に重要な論点をしっかりと御指摘いただいたと思います。

これで委員の方々は一巡しまして、さらにフリーディスカッションということで御意見その他をいただけますでしょうか。かなり具体的な議論も出てきていますので、ぜひ忌憚なく御意見をいただいて、また事務局と協力してまとめていきたいと思えます。

翁委員、お願いできますか。

### ○翁委員

前回は仮想通貨とシェアリングエコノミーについて具体的にお話を伺ったわけですが、

皆様がおっしゃっているように、大きなデジタルイノベーションのトレンドというか、Society5.0に向けての新しい様々な動きは、全体としてはサポートして発展していかなければならないものですし、そういった技術革新によって人々の暮らしを豊かにしていくというのが大きな方向ですので、そういう方向に資するという事で考えていくことは非常に重要な論点だと思うのですが、仮想通貨とシェアリングエコノミ

一では随分性質が異なっていると感じております。

仮想通貨は、御承知のとおりですが、仮想通貨と言うぐらいで、もともと通貨のようなものとして交換業者が認定されたのですが、今行われている取引のほとんどはレバレッジ取引で、投機のようなものとして活用されているわけです。

そういったことに加えて、ICOなどそういった動きはほぼ8割が詐欺的な動きといわれていますので、今まさに仮想通貨は自主規制も含めて、ICOなどもどのように考えていくかという法律の整備や自主規制のルールも同時に今進んでいるわけです。

ですので、仮想通貨やシェアリングエコノミーはそれぞれ論点が少し異なってきますので、余り全て一つにくるめて考えるのはどうなのかと思っております、仮想通貨は仮想通貨としての整理も必要になってくるのではないかと思います。

一方でシェアリングエコノミーに関しては、副業として多くの方がいろいろと活動し始めておられますし、さっき田近委員も、また佐藤教授もおっしゃいましたが、小口の方々にとってはいかに簡易に手間を省けるような方法でできるかということで、大口になっていきますと事業者的になってまいりますので、そういった人たちを、青色申告のような考え方になるのかもしれませんが、少しそこは区別して考えていったらどうかと思います。

仮想通貨の方は、私はできればより実態が把握しやすい徴収の方法を考えるというのも、シェアリングエコノミーとは区別して議論してもいいのではないかという印象を持っております。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。仮想通貨とシェアリングエコノミーは大分違うのでというお話であったと思います。確かに、シェアリングエコノミーは本当にいろいろありますよね。

他にいかがでしょうか。

#### ○田近委員

シェアリングエコノミーがどうなってくるか本当に分からないし、この間の御説明は、日本は未発達だということをむしろ嘆いていたわけですが、これがどうか分からない。あるいは、様々な仕事があって、例えばホームページを作ったりして多くのお金を稼いでいる人もいるかもしれない。一方、古典的には雑所得というのは、支払調書が我々のところに回ってきて、きちんと申告しなければいけない。

そうすると、シェアリングエコノミーの方は、所得の形態云々ということも議論しましたが、ビジネスは発展させたいとしても、きちんと課税する仕組みを作って、働いている人にも理解してもらわないといけない。そういうカルチャーは作らないといけないと思いますよね。

そうすると、この所得を今おっしゃったように雑所得としてしまうのはいいのか、さっき佐藤教授もおっしゃったし、私も言ったし、その辺が鍵になってくるのではな

いかと思います。

○岡村座長

法定調書等については、いかがですか。

○田近委員

ポイントが分かりません。いつも神津特別委員が言っているが、5万円以下の雑所得は事業者がサービスで送ってくれる。

○神津（信）特別委員

全部サービスです。5万円以上は当局に報告することだけが決まっていて、当局には送るのですが、本人には送る交付義務がないのだけれども、サービスで行っているのは5万以下も以上も含めてそうなのです。

○田近委員

サービスで行ってもらわないと、我々、税調でもらったお金は幾らか申告漏れになりますよね。やはりこの問題。だから、額はともかくとして、課税の公平を考えると、シェアリングエコノミーにおける所得の区分と支払調書のあり方は、潜在的にはすごく重要な問題だと思います。

○岡村座長

法定調書は、先ほども事務局から御説明がありましたように、限定列举ですが、シェアエコは実に多様なものがあると思われて、それをモグラ叩きのように追いかけていくというのはいかがなものかという感じもします。

先ほど齋藤教授がおっしゃったように、一般的な協力義務が業者にも、それは国民みんなが負担しているものですから、協力義務があるということは認識していただいた上で、何か、申告漏れがはっきり見えそうだとか、あるいはそういう可能性もしくは蓋然性といったものが見えるときには、情報収集手段を用意しておくことにするのが適切であり、何でもかんでも調書を持ってきなさいというのはなかなか難しいのではないかと思います。

佐藤教授、どうぞ。

○佐藤慶應義塾大学教授

今、座長がおっしゃったこととの関連で、法定調書という形に落とし込まずに、今のところは任意でサービスとしてプラットフォーマーが情報を取り込むシステムがあるという形である程度留まって、同じものを国税庁がもらえるかどうか、そういうレベルなのだろう。それも、任意で出せるならそれが良いということだと思うのです。

もう一つ、今の税務行政は、ある納税者を特定して、この納税者の情報という形で追いかけていくシステムになっているのです。反面調査などもあります。私がある業者を使って仮想通貨取引をしているから、その情報を出せというのは現行でも可能なのだが、あの業者のところにはどうも問題性のある取引が多いのではないかとした場合に、誰がそれを行っているかという情報は現行法では全く取れないのです。任意

は別として、税務調査はそういう仕組みになっていないので、新たなということを神津特別委員はおっしゃいましたが、作るとしたら本当に新しい、業者などから取引を特定して人を追いかけていくような仕組みになるだろうと思います。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

土居委員、お願いできますか。

#### ○土居委員

今日のテーマについて少しお話し申し上げたいと思います。

今、佐藤教授がおっしゃった点では、私もその意味では非常に調査権限は限られているし、さらには情報提供の国民側の義務といいたいまいしょうか、それもある意味で限られている状況だと思います。それでいて、自主的な申告ないし、そういう情報提供を促すということで済めばいいのですが、デジタルデータがありながら、任意的であれ、自動的であれ、くみ上げる仕組みが全く整っていないということが現状なので、果たしてそれで本当にいいのだろうかというのは私としても常々問題意識は持っています。

そのところで、必ずこういう議論のときに、経済学者からすると、そこは余り深刻に受け止めなくてもいいのではないかと思いつつも、神津特別委員のような現場に関わられている方からすると非常に重要だとおっしゃるのは、いわゆる事務手続き、事務コストの問題があると思います。

あるべき税制というお題目で納税実務をこうするべきだと言いながら、実は事業者に対して過重な負担を課してしまうということになると、その時点で難しい、実現はできないという形になる。そういうところのバランスをどのようにとっていくかというところはあると思います。

ただ、幸いと言うべきか、デジタル時代なので、デジタルデータで納税にまつわる情報を手に入れられるということであるならば、以前よりは大分負担が軽くできるのではないかと。もちろん短期的な問題としては、我が国の事業者ないしは納税者たる国民のデジタル化が進んでいない。デジタルレジスターすらない中小事業者もあるので、ここは鶏が先か卵が先かというのはあるのですが、取引のデジタル化が進まないから納税のデジタル化も進まないというよりは、そんなどっちが先か後かと言っている場合ではないと。むしろ、デジタルで申告ないしは納税ないしは情報提供をしてもらうということを、制度的に体制を整えて、最初は選択性でもいいので、まずは制度的にその仕組みを埋め込んで、そしてだんだん自主的にほぼ100%電子化するということができれば、それでいいのだが、そうでないならば、ある一定期限を切って義務化という手順に進めないと、データはデジタルであるのだが、結局、それをくみ取る仕組みがない状態のまま今後も続くとなると、お互いにとって不幸なことなのかなと思います。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

神津特別委員、デジタル化の進展は、神津特別委員がお話を伺われたビットコイン、仮想通貨に関する業者はもう完了しているということで理解してよろしいのですか。

### ○神津（信）特別委員

完了しているというか、いつでも対応できるという感じではないですか。デジタルのことで言えば、今、土居委員のお話にもあったように、今の時期、10、11月は生命保険料など損害保険料の控除証明書を送ってくる季節なのです。いつも思っているのですが、これは余り考えたことも議論したこともないのかもしれませんが、業者の通信ベースで郵便や運送屋など様々なところで送ってくるコストは相当なものであると予想されます。わずか数千円の生命保険料控除でも、法定調書だから当局に送り、我々納税者、利用者にも送ることは非常にコストです。それが、さっきからしているように、そういう情報がもうシステムとして完了されているという大柳企画官のお考えですが、マイナポータルに移れば非常にコスト削減にはなると思います。

問題なのは、例えば生命保険会社はほとんど大手だからそういうことをデジタル化でマイナポータルに送れるが、受ける個人個人、全国津々浦々にいらっしゃる納税者、国民がそれを受け取る環境にあるかということ、残念ながら未成熟だと思います。今、研究しているのはスマホで申告をするなど行っているが、全国津々浦々の農業事業者やシェアリングエコノミー事業者の方が全てマイナポータル環境に対応できるかということ、そうではないと思います。だから、受け取る環境、これを見ればわかるということを広報も含めて同時にやっていくことが必要なのではないかと思います。

先ほど考えたことなので余り考えもうまくまとまっていますが、現在送っている法定調書である生命保険料や損害保険料控除証明書についても相当なコストがあって、それをマイナポータルに送るのはシステムとしてほぼ可能で、ところがそれを見る本人の環境が未成熟というか、残念ながらまだそこまで行っていないということで、そこら辺の環境整備を我々は考えていかなければならないのかと思います。

### ○岡村座長

ありがとうございます。

あとは、御指摘いただいた外国関係の仮想通貨については、おそらく租税条約等を使っていくことになって、そうすると、その前提として国内法の整備といったこともあるのかと思います。これがないと租税条約は使えないので、まずはそこです。

齋藤教授、先ほどのことですが、基本的には任意調査であっても何らかの根拠規定、例えば一般的協力義務というものを、二階構造のうちの一階部分に作って、ほとんどはそれで協力していただけるだろうし、むしろそういう形で様々な取引情報を、今、マイナポータルの話が出ていましたが、そういうところに事業者の方で出していただくことが利用者にとって一つの税務コストの削減という点ではメリットになるだろう

し、おそらく事業者にとっての「売り」にもなってくるのではないかと私は思うのですが、その上というのか、下というのか、よく分からないのですが、そこでうまくいかないときに、その次の段階があるという理解になるのではないかと思います。

外国の例など、私たちも税制調査会から海外調査に行きまして、土居委員はコミュニケーション権を見てきていただいたと思いますし、沼尾委員と私はサモンズというのを見てきたのですが、行政の立場から御意見や御感想がありましたら、何かいただけますでしょうか。

#### ○齋藤東京大学教授

まず、御指摘の点ですが、任意のものであっても根拠規定を置くことによって、一つには相手方が協力しやすくなるという面はあると思うのです。現在カバーされていないようなところについてまで、根拠規定を置くことによって、ソフトな面も含めてお互いにやりやすくなるというところはあるかと思えます。

ただ、御指摘があった法的なリスクという点について、一般的な協力義務で全てカバーできるのかというと、そこは権利保護や相手方の被る不利益との関係で限界はあるかと思えます。そうすると、それに加えて新しい制度を考えていくということだと思ふのです。

たまたま、先ほど追加的に質問しようと思っていたのは、今御指摘いただいた外国の点について、参考資料の3ページに、制度の信頼向上に向けた取組（情報提供の仕組み）の各国比較という表が出ておりますが、これを見ますと、下の段が、先ほど佐藤教授から御指摘いただいたような、ある特定の納税者をターゲットにした税務調査ではなくて、まだ特定しない段階での納税者情報について、第三者、本日の議論で言いますとプラットフォーム事業者等に情報提供を要請するというものが各国で次第に、もちろん各国と行政制度あるいは租税制度というのは、何でも経路依存性と言うと怒られてしまいますが、歴史もあれば考え方の違いもありましようから、違いはあって、そのまま取り入れるわけには今日なかなかいきませんが、それでもだんだん平仄を揃えている面が下段についてはあると認識します。

それに加えて、一点事務局に質問したいと思っておりましたのは、フランスの上段のところ、第三者からの法定調書で、フランスはプラットフォーム事業者について法定調書の提出の義務化を2020年から始めるという記載がございます。これは、先ほどから御議論がありました日本の法定調書、日本ではこういう対象で法定調書を現在実務的に義務づけて使っているというところと、フランスが従来法定調書をどのように使ってきて、それで今回義務化することについてはどういう議論をしたのかということが分かれば、参考になると思いますので、今でなくても結構なのですが、何か追加的な情報があればありがたいと思います。

#### ○岡村座長

齋藤教授、ありがとうございました。



今の点は、事務局の方でもし分かればということで、また次回にでもよろしく願いします。

その他、御意見や、この際事務局に伺っておこうとか、そういうことはございますか。お願いします。

## ○土居委員

今の齋藤教授の御質問に全部包括的に答えられるほど、私は法制度まで熟知しているわけではないのですが、海外調査でフランスに行って、一つ先方とのヒアリングでのニュアンスとしてこういうのがあったのかと私自身が認識しているのは、参考資料の8ページにも書いてあるところで、CNILという国家委員会があって、ここが別に税務というよりはそもそもの仕組みとして、釈迦に説法ですが、当然ながらフランスは国民の権利の保護という観点から、個人情報保護を目的とした独立行政機関を設けていて、そこも関与することになっているということで、多少、今までは情報提供要請をしていなかったところにも情報提供を要請することを認める、そういうバランスというか、情報提供を認めて身ぐるみを剥がされるみたいに思われたい工夫というのは、もともとフランスの土壌としてそういう土壌があった上に成り立っているところは多分あるのだろうというのは、ヒアリングをして私は何となく印象を持ったところです。

それと同じようなことで言うと、先ほどの議論にもありましたが、マイナポータルも含めて、国民がなぜ余りマイナポータルを利用しないかというのは、もちろん今マイナポータルを見たところで情報がたくさん入っているわけではないし、見に行ったところで利便性があるわけでもないというのがあられるでしょうが、ある意味でマイナンバー及びマイナポータルと、税務当局に対する政府と国民との間の認識のギャップがあるのではないかとというのが私の素朴な認識です。

どういうことかということ、税務当局というのはそもそも法定調書などで国民の所得や資産に関していろいろなところはもう知り尽くしていると。何でも情報が入ってきて、いざ脱税でもあろうものなら強権を発動して取り締まるという存在のように国民は思っているのだが、実際に知れば知るほど、実は税務当局はそんなに権限がないということを私は痛感するわけで、その認識のギャップというのは、国民側は税務当局があらゆる情報、あらゆる権限を持っていて、いざとなったら取り締まれるのだというふうに何となく思っているが、実際はそうではないというところのギャップはもう少し埋められる必要があるのではないか。

余り埋め過ぎると牽制効果が弱まってしまうので、良くないというのもあるのですが、この議論との兼ね合いで言うと、体制整備をしたいということでこの会議を開いているのだと思うのですが、体制整備をしたいというのは、むしろ国民の一部には、そんなものは税務当局が持っている権限を行使していないだけなのではないかとある種誤認をしている。そんなのは知っていて当然だというものではないので、むしろ普通の国民は余りそんなところまで知らないと思うのですが、そういう mismatch があ

るのではないか。

それは、ひいてはマイナポータルなどマイナンバーにまつわるプライバシー、カタカナで言うところのプライバシーという日本語にこもった意味合いと似ていて、何でもかんでも国家は情報を持っているから、知られたくないのだと思う人は、余りマイナンバーで何でも紐付けられたくないと勝手に思い込んでいるのだが、実は余り紐付いていない、ないしは紐付けた形で情報をマイナポータルに上げることが全然できていない。そういう現状と認識のミスマッチというのもあって、私の理解では、税務当局はほどほどにしか権限や情報を持っていなくて、持っている情報をマイナポータルに上げると、こんな程度には分かっています、逆に言うところこんな程度しか分かっていませんということが分かるとなると、税務当局はそんなに身ぐるみを剥ぐような形で全部情報を持っているというわけではなくて、我々が納税に資するような情報ぐらいしか持っていないのですねと。場合によっては、マイナポータルにまだ紐付けられ切っていないような情報が個人では知り得るものとしてあるとすれば、この情報をもっと紐付けてくれたら納税が簡便になるのに、何でこの情報を紐付けてくれないのだろうかというふうに多くの国民が認識するところまでいくと、もう少しスムーズに事が運ぶのかと思ったということです。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

本日はマイナポータルの話が何度も出てきていますが、それとはおそらく直接論理的関係はなく、今、調査ができない領域というのが残っている。それが新しい経済活動の中で非常に大きくなってきている。この問題は論理必然的にマイナポータル等、あるいはマイナンバーと関係するものではないと整理しておいた方がいいのではないかと思います、貴重な御意見、本当にありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

#### ○田近委員

でも、皮肉はこの業界こそITが発達しているわけですね。そして、シェアリングエコノミーでどうしようと、そのサイトに行けば自分が何時間働いて幾らという情報を本人は分かっているわけですね。だから、そこで働いている多くの人たちに対する利便性をどう高めるかというのは、やはり要だと思います。

今日はその話をこれ以上してはいけないのですが、マイナポータルにどうしてももう一点立つとすると、ありがたみが余りないのです。端的に言えば、医療費控除あたりがマイナポータルでできるとなると、韓国は医療費控除を税額控除でやったのですが、そこが圧倒的に利便性というか、ありがたみがあったということで、その意味では納税者にとってこれを使ってみたいというインセンティブがいまいちで、今日はその話ではなくて、言いたかったのはこの業界こそデジタル化しているわけだから、それをどう適切に使うかというのが要だということです。

### ○岡村座長

まさに正論です。

どうぞ。

### ○佐藤慶應義塾大学教授

二度ほど書いたことですが、日本の税務行政の電子化というのは、実は規制緩和から始まるのです。電子帳簿から始まる。同じようなことをアメリカはむしろ新しい情報の保持形態が出たら、そこにどんな義務を課すかというところからスタートした。おそらくそうでないといけなかったところを規制緩和から、帳簿は電子保存でも結構ですという方向から始めたので、少しボタンのかけ違いがあると思うのです。

利便性を上げるのは非常に重要なことであると今日も認識しましたが、新しい電子技術に対して利便性を確保することと、しっかり追いかける手順があること、その二つのバランスがとれている必要があって、日本の議論は利便性の確保が先に出過ぎている、というよりは、情報の収集が遅れているという印象を持ちますので、少しボタンのかけ違いということを申し上げておきたいと思います。

それと、業界の成熟というの待つことが必要なのかと思いましたが、前回、仮想通貨の方で、もともと業者たちは自分たちがIT企業だと思っておられて、それがだんだん今は金融の頭になっているというお話があって、あれが私は非常に重要であり、かつ、おもしろいと思ったのです。新しい技術を開発しているのだというところから、社会のインフラストラクチャーになっていくのだというような、そういう業界、業態の成熟に応じて情報収集の方法、あるいは提供のあり方を考えていくことは必要だろうと思います。

### ○岡村座長

どうもありがとうございます。

アメリカ調査でも、当局に権限と義務を与えるといったところからスタートしているということは、総会でも報告させていただきましたが、そういう形になっているかと思えます。

どうぞ。

### ○翁委員

今、佐藤教授がおっしゃったことと関連するのですが、デジタルテクノロジーでブロックチェーン技術などが出てきたことによって、トレーサビリティは本来上がるはずのものなので、そういう意味ではそういった新しい技術をうまく活用しながら税務当局も効率を高めていく努力も必要なのではないかと思います。

### ○岡村座長

ありがとうございます。このブロックチェーンについても、総会で議論が出ていたと思えます。

よろしいですか。

それでは、皆様からは新しい経済取引における自主的な適正申告を実現するための方策ということで、様々なお考え、アイデアをいただいたかと思えます。

この専門家会合は、総会での議論に先立ち、あくまでもその素材を整理するための会合という位置づけですので、議論の状況につきましては次回の総会で報告を行うことになっております。

そこで、次回の専門家会合におきましては、本日整理しました基本的な視点も含め、総会で議論すべき項目を整理することとしてはどうかと考えております。

日程につきましては、11月5日月曜日、14時から開催することとし、また、議論のプロセスの透明性を確保する観点から、原則どおり公開という形で行いたいと思えますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

#### ○岡村座長

ありがとうございました。

本日の会合は以上です。大変お忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございました。